

熊本市体育施設条例の一部改正について

熊本市体育施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市体育施設条例の一部を改正する条例

熊本市体育施設条例（昭和60年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表体育館の項使用料の欄中

「(3) 空調使用料

区分	単位	使用料
城南総合スポーツセンター (体育館)	1時間につき	10,000円

(4) 附属設備使用料」

を

「(3) 附属設備使用料」

に、

「

	コインロッカー	1箱1回につき 50円
--	---------	-------------

」

を

「

	コインロッカー	1箱1回につき 50円
--	---------	-------------

3 空調使用料

区分		単位	使用料
城南総合スポーツセンター (体育館)	全部の使用	1時間につき	3,000円
	1階部分のみの使用	1時間につき	2,000円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提出理由)

城南総合スポーツセンターの体育館の空調使用料を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。